

災害時 Q & A 集

< 主な支援制度編 >

監修 静岡県弁護士会静岡支部

TEL252-0008 FAX252-7522

URL<https://www.s-bengoshikai.com/> (2次元コード)

問合先 防災計画課 TEL625-0128 FAX625-0132

URL<http://www.city.yaizu.lg.jp/g01-008/bengosi.html> 2次元コード



焼津市では平成30年5月10日に、静岡県弁護士会と災害時被災者支援活動に関する協定を締結し、静岡県弁護士会監修のもと災害時Q&A集を作成しました。
※本書面の情報は平成30年10月1日時点のもので、その後の法改正などにより制度などが変わっている可能性があります。

1 ご家族を亡くされた方への支援

■災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

災害弔慰金の支給等に関する法律および同法律施行令の規定に基づく自然災害により、主として生計を維持していた方が亡くなられた場合、最大500万円が遺族に支給されます。その他の場合、最大250万円を遺族に支給する制度です。

支給される遺族の範囲は、配偶者・子・父母・孫・祖父母です。ただし、これらの方以外でも死亡当時、生計を主として維持していた兄弟姉妹については、本人にこれらの方がいない場合に限り弔慰金を受け取ることができます。地域福祉課(①)が窓口です。

■生命保険

東日本大震災では、多くの生命保険会社は生命保険に加入していた方が亡くなった場合、保険金を支払うことを決定しました。詳しくは加入している保険会社に確認してください。加入している保険会社が分からない場合は(社)生命保険協会静岡地方事務室(②)に確認してください。

■労災保険

仕事や通勤中に震災が起きて被害に遭った場合は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。詳しくは焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・吉田町・川根本町に勤めている人は、島

田労働基準監督署(③)へ問い合わせてください。その他地域の事業所に勤めている人は、静岡労働局労災補償課(④)へ問い合わせてください。

■亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった
ほとんどの金融機関で、住宅ローンを組むときに、「団体信用生命保険」という保険への加入が一般化されています。住宅ローンの支払いの途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。詳しくは住宅ローンの契約先に確認してください。

2 その他の色々な支援制度

■災害障害見舞金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には最大で250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には最大で125万円を支給する制度です。地域福祉課(①)が窓口です。

■重い障害 ●両眼が失明した ●咀嚼および言語の機能を廃した ●神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する ●胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する ●両上肢をひじ関節以上で失った ●両上肢の用を全廃した ●両下肢をひざ関節以上で失った ●両下肢の用を全廃した など

■義援金

被害内容、程度などにより時期や金額が異なります。

■災害救助法に基づく給付

東日本大震災当時の災害救助法では、避難所の設置や食事の提供のほか、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与、災害に伴う住宅の応急

修理、生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与、学用品の給与、埋葬というような支援が定められています。

例えば、学用品の給与は、災害で学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。

※その他の災害救助法関係は地域福祉課(①)に問い合わせてください。

■被災家屋の修理について

災害救助法による応急修理補助(57万4千円/2017年基準)もありますが、制度利用により仮設住宅の入居資格を失う可能性もあります。(修理のために、日本建築防災協会の被災区分判定(有料)の利用も検討してください)

■被災者生活再建支援制度

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯(賃借人を含む)に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する制度で、2つの支援金が支給されます(震災当時、世帯人数が1人の場合、金額は4分の3にな

ります)。窓口は地域福祉課(①)です。

■支給対象世帯 ●住宅が全壊した世帯 ●住宅が半壊または敷地に被害が生じ、倒壊防止などの

やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ●災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ●住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

■住宅の被害程度に応じ支給する支援金(基礎支援金) ●全壊など…100万円 ●大規模半壊…50万円

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) ●建設・購入…200万円 ●補修…100万円 ●賃貸…50万円

※賃貸は、公営住宅を借りた場合は除く。
※住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、さらに200万円が支給されることになります。

3 災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金の差押禁止について

災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金として支給された金銭は、差押禁止財産とされています。

例えば、破産手続においては、これらの金銭を債権者への支払いに充てることをせずに、手元に

残すことができるようになります。

なお、そのためには、手元の金銭が、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金であることが分らなければなりません。

そのため、可能であれば、借金などをしていな

い金融機関に、日常使用している口座とは別の口座を作り、これらの金銭だけで管理をしておくようにしてください。差押禁止の意味などを詳しく知りたい場合は、弁護士相談を利用してください。

4 労働関係に関する支援

■雇用調整助成金制度(事業者への支援)

休業などを行うことにより、労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当などの一部を助成する制度です。景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金が利用できる可能性があります。

助成金を受給するには、事前に休業等実施計画届けを提出するなどの支給要件を満たす必要があります。ハローワーク焼津(⑤)に相談してくだ

さい。

■雇用保険の失業等給付制度による支援(勤めている人への支援)

労働者が失業して、給料を得ることができなくなった場合などに、生活および雇用の安定ならびに就職の促進のため、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした人に支給する制度です。ハローワーク焼津(⑤)が窓口です。

なお、東日本大震災では、事業所が災害を受けたことで事業を休止・廃止したため、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある人は、離職していなくても、失業手当を受給することができたり、事業所が災害を受けたことで事業を休止・廃止したため、一時的に離職を余儀なくされた人は、事業再開後に再雇用されることが予定されていても、失業等給付を受給することができるなどの特例措置が取られています。

5 ご家族が行方不明の場合

■死亡認定制度

津波などの災害が去った際、状況から亡くなっている可能性が極めて高い場合、官公署の認定により、死亡を推定する制度です。警察などが死亡の報告をすることで、戸籍上、死亡したものとす

ることができます。

■失踪宣告制度

津波などの危難が去った後、1年間生死不明である場合に、裁判所の決定により、死亡したものとみなす制度です。これにより、死亡に基づく支

給が発生し、相続が開始します。実際には生きていたという場合には、失踪宣告を取り消す手続きをとる必要があります。

問合先

①地域福祉課 TEL626-1127 FAX626-2189

②(社)生命保険協会静岡地方事務室 TEL253-5712

③島田労働基準監督署

TEL0547-37-3148 FAX0547-37-2627

④静岡労働局労災補償課 TEL254-6369 FAX252-5061

⑤ハローワーク焼津 TEL628-5155 FAX626-0093